



電子計算機の認定申請書 兼 申請事項変更届出書（NISA用）

国税庁長官 殿

所轄税務署	F01	
-------	-----	--

電子計算機を 管理する者の 所在地（住所）	郵便番号	F05	—	
	所在地	F06		
電子計算機を管理する者の 名 称 （ 氏 名 ）		F04		
法 人 番 号		F02		
代 表 者 氏 名		H07		
この申請又は届出について 応答できる方の所属、 氏名及び連絡先		所 属		
		氏 名		
		電話番号	— —	
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第71号） ☐ 第5条の2第4項の規定の例により、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15の3第35項の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。 ☐ 第5条の2第7項の規定の例により、以下のとおり届け出ます。				
認 定 に 係 る 電 子 計 算 機 の 名 称			認 定 基 準 に 適 合 す る こ と を 証 す る 事 項	
			次頁以後に記載のとおり	
認 定 申 請 の 場 合	申請に係る認定を受けた場合、認定事業者の名称、所在地、認定電子計算機の名称及び認定日の公表を希望しますか。			☐ はい ☐ いいえ
申請事項変更届出の場合	申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日		年	月 日

参 考 事 項	
税 理 士 等	
電 話 番 号	— —

国税庁 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日
		F12			

電子計算機を管理する者の所在地（住所）	
電子計算機を管理する者の名称（氏名）	

1. 「令和5年国税庁告示第5号」2項1号で規定する認定特定電子計算機に係る基準との共通基準（「令和3年国税庁告示第23号」2項）

認定に係る電子計算機は、以下の基準を満たすことについて申し述べます。			
チェック	告示（2項）	概 要	添付書類
☐	1号	デジタル庁及び国税庁が公開する仕様・要件の適合性確認	No. _____
☐	2号	安全管理措置	No. _____
☐	3号	個人情報及び個人番号を含む場合の安全管理措置	No. _____
☐	4号	提出領域のアクセス制御・ログ管理	No. _____
☐	5号	アクセス権限の付与単位	No. _____
☐	6号	情報セキュリティインシデントの監視・連絡体制の構築	No. _____
☐	7号	サーバ等の日本国内の所在（バックアップ用を含む。）	No. _____
	8号	第三者による信頼性付与	
（ いずれか 1つに チェック ） ☐イ（ISMAP 登録） ☐ロ（ISO/IEC 27017、CS ゴールドマーク、AICPA SOC2、AICPA SOC3、保証業務実務指針3850）			

認定後においては、以下の事項を遵守することについて申し述べます。			
チェック	告示（2項9号）	概 要	添付書類
	イ	e-Tax との連動テストの実施、正常な動作・通信確認	
☐	ロ	2号から8号までの申請内容に変更が生じた場合の届出	No. _____
☐	ハ	4号ハ・ホに掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No. _____
☐	ニ	アクセス権限が一時的に利用できなくなる場合の事前承諾	No. _____
☐	ホ	情報セキュリティ管理体制の構築・定期的な監査の実施	No. _____
☐	ヘ	基準適合性の確認を求める場合の協力	No. _____
☐	ト	情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告等	No. _____



チェック	告示（2項9号）	概 要	添付書類
	チ	認定事業者と申請等履行者が異なる場合	
☐	（1）	申請等履行者の届出で必要となる事項の提供	No._____
☐	（2）	連絡体制・責任分界点の取決め	No._____
☐	（3）	申請等情報の保存で暗号技術を利用する場合の暗号鍵の設定・管理	No._____
☐	（4）	認定電子計算機が一時的に利用できなくなる場合の事前通知の取決め	No._____
☐	（5）	認定電子計算機が利用できなくなる場合の事前通知の取決め	No._____
☐	リ	申請等の内容の確認等に係る調査を実施する場合の協力	No._____
☐	ヌ	税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等の指示	No._____

2. 上記1以外の基準

（「令和5年国税庁告示第5号」2項2号～6号）

認定に係る電子計算機は、以下の基準を満たすことについて申し述べます。			
チェック	告示（2項）	概 要	添付書類
☐	2号	提出領域のアクセス制御・ログ管理	No._____
☐	3号	所定の領域での実施可能行為・ログ管理	No._____
☐	4号	所定の領域の上記1の7号サーバ等への設置	No._____
☐	5号	第三者による信頼性付与（ISMAP 登録）	No._____

認定後においては、以下の事項を遵守することについて申し述べます。			
チェック	告示（2項6号）	概 要	添付書類
☐	イ	e-Tax 等との連動テストの実施、正常な動作・通信確認	No._____
☐	ロ	第三者による信頼性付与（ISMAP 登録）	No._____
☐	ハ	2号ロ(1)及び(2)に掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No._____
☐	ニ	3号ロ(1)から(4)までに掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No._____
☐	ホ	集計情報等に誤りがあった場合の報告等	No._____